

## 春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、空き家見回り事業を利用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、空き家見回り事業とは、市内に存する空き家の外観を点検し、次に掲げる点検項目に係る点検結果を依頼者に報告する事業をいう。

- (1) 建物や塀等の工作物の状態
- (2) 庭木や雑草等の状態
- (3) ゴミの不法投棄の状態
- (4) 郵便ポストの状態

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、空き家見回り事業（以下「事業」という。）を利用する個人とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業の利用1回につき500円とする。

### (認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市空き家見回り事業利用補助金認定申請書（第1号様式）に事業を利用する予定であること（利用回数を含む。）を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (認定通知等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、認定の可否を審査し、春日井市空き家見回り事業利用補助金認定通知書（第2号様式）により申請者に通知する

ものとする。

- 2 市長は、前項の認定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第7条 市長は、申請者が前条に規定する補助金の認定決定前に事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

(認定申請内容の中止等)

第8条 申請者は、補助金の認定決定後において、事業を中止する場合は、速やかに春日井市空き家見回り事業利用補助金認定申請取下申出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者は、補助金の認定決定後において、事業の内容を変更しようとする場合（補助金額が増加する場合に限る。）は、速やかに春日井市空き家見回り事業利用補助金変更承認申請書（第4号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、認定変更の可否を審査し、春日井市空き家見回り事業利用補助金認定変更通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 申請者は、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付申請書（第6号様式）に事業を利用したこと及びその回数を証する書類を添えて、当該年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

- 2 前項の請求は、春日井市空き家見回り事業利用補助金請求書（第7号様式）によるものとする。

(報告の徴収及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又は事業を行った者に対し報告を求め、又は帳簿書類等を調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第9条の実績報告は、第9条の申請をもってこれに代える。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家見回り事業利用補助金認定申請書

空き家見回り事業利用補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり事業の認定を申請します。

1 認定申請額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市空き家見回り事業利用補助金認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました春日井市空き家見回り事業利用補助金については、次のとおり認定します。

- 1 空き家の所在地 春日井市
- 2 交付の認定  認定 ・  不認定
- 3 認定額 金 円
- 4 条件 件

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家見回り事業利用補助金認定申請取下申出書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった補助事業について、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金認定申請の取下げを申出します。

空き家の所在地 春日井市

|        |  |
|--------|--|
| 取下げの理由 |  |
|--------|--|

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家見回り事業利用補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第8条第2項の規定により、変更承認を申請します。

空き家の所在地 春日井市

|         |  |
|---------|--|
| 計画変更の内容 |  |
| 変更の理由   |  |

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市空き家見回り事業利用補助金認定変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました補助事業に対する  
補助金の認定については、次のとおり変更します。

- 1 変更後の認定額 金 円
- 2 空き家の所在地 春日井市
- 3 計画変更の内容
- 4 条 件

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家見回り事業利用補助金交付申請書

空き家見回り事業利用補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

1 申 請 額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家見回り事業利用補助金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった春日井市空き家見回り事業利用補助金について、春日井市空き家見回り事業利用補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額 金 円

| 支払方法 |        |
|------|--------|
| 口座振替 | 窓口払    |
|      | 現金・小切手 |

|      |                  |      |    |               |  |
|------|------------------|------|----|---------------|--|
| 金融機関 | 銀行<br>信用金庫<br>農協 | 預金種別 | 普通 | 口座番号          |  |
|      | 支店               |      | 当座 | ふりがな<br>口座名義人 |  |